

令和 7 年 度

教育委員会臨時会（4月）議事録

四條畷市教育委員会

1 開催日時・場所

令和7年4月18日（金）10時00分から10時48分まで
四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二
委 員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

学 校 教 育 部 長	阪本 武郎	社 会 教 育 部 長	西尾 佳岐
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	学 校 教 育 課 長	胡 健太
教 育 総 務 課 主 任	花田 僚助	教 育 支 援 セ ン タ ー 長 兼 学 校 教 育 課 指 導 担 当 課 長	金子 撰

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 古市 靖之

5 付議案件

議案 第10号 四條畷市いじめ防止基本方針の改訂について（令和7年3月定例会からの継続）

木村教育長	<p>只今から4月の教育委員会臨時会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>本日の教育委員会臨時会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。</p>
木村教育長	<p>まず、会議の冒頭ではございますが、4月1日より教育長を拝命いたしました木村と申します。よろしくお願いいいたします。また、教育長不在の期間におきまして、教育委員会の運営体制として、山本教育長職務代理者を筆頭に事務局として日々の業務にあたり、昨年度は本市の教育行政を継続的に推進することができました。山本職務代理はじめ各教育委員の方々、誠にありがとうございました。</p> <p>四條畷市教育長の職務代理者に関する規則第2条において、「教育長は、教育委員会の会議において、委員の中から職務代理者を指名するものとする。」と規定されています。これまで、山本教育委員に教育長職務代理者を務めていただきましたが、引き続き、私から教育長職務代理者として、山本教育委員にお務めいただきたく、指名させていただきます。何卒よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。本日の議事録署名者は、佐々木委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第10号 四條畷市いじめ防止基本方針の改訂についてを議題といたします。本件については、3月定例会からの継続審議の案件となります。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	<p>議案第10号 四條畷市いじめ防止基本方針の改訂について、ご説明申し上げます。教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により、四條畷市いじめ防止基本方針を改訂することについて議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」が令和6年8月に改訂されたことに伴い、本市におけるいじめ重大事態への対応を見直す必要があることから、四條畷市いじめ防止基本方針を改訂したく令和7年3月に提案し継続審議となったことから、本案を再提案いたします。</p> <p>別紙、再度の改訂（対応表）をご覧ください。前回、ご意見ご指摘いただきましたことを踏まえ、市長部局と再度の検討を行いました。主な修正としましては、8ページ（3）いじめの未然防止の取組として、生徒指導提要から引用し、「第2期まなびのプラン」においても重点といたしました「発達支持的な関わり」について追記いたしました。12ページ（3）教育委員会又</p>

(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)

は学校による調査について、表現を改めました。14ページ(7)調査結果の提供および報告について、調査結果を説明する目的がより明確になるよう表現を見直しました。同14ページ「個人情報保護に関する法律70条」の内容を追記いたしました。16ページ「教育委員会における平時からの備え」「学校における平時からの備え」については、ガイドライン改訂の趣旨を踏まえ、記載個所を重大事態の項に移行し、いじめ重大事態の疑いがあった場合においても、円滑に調査が実施できるよう平時から備えることがより伝わるよう修正いたしました。また、方針がより伝わるよう全体的に表現を見直し、字句修正いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

木村教育長

本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

尾崎委員

前回に続きまして、ご努力いただきましてありがとうございます。全体としてよくなっている点をまず申し上げたいと思います。前回は重なっての記述、重複しているところであったり不要な事柄が修飾語的に付いていたりといったところがあったのですが、それがきれいに整理をされておりました。また、内容を統合して、項目を削除するなどしていただきましたので、非常にすっきりと読みやすくわかりやすい基本方針になってきたなと思っております。良くなった点の2点めといたしまして、誰に対して何をするのかというのが非常にわかりやすくなったなと思っております。

しかし、課題と申しますか少し文言的にお考えをいただきたいという部分がございます。それは前回は改訂されたガイドラインを踏まえた基本方針になっていると私は高く評価をさせていただいたのですが、そのガイドラインとのバランスと申しますか、その距離感と言いますか、そういうところで今後の調整が必要ではないかと思うところがございます。

1つめ、良くなったところで申しますと、前回職務代理からご指摘のありました発達支持的といういじめ防止に対するこういった観点が非常に明確に記述をされるようになり、ガイドラインよりも一歩進んだ他市にもないような良い点であろうかと思ひますし、四條畷市の基本方針の良さであろうと思ひます。

しかし、同時に、前回はガイドラインとの対応関係が非常に明確であったところが、例えば、14ページの3重大事態への対処(7)の調査結果の提供及び報告①対象児童生徒・保護者への調査結果の説明というところに、「前回の議案の中には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供」とございました。これはガイドラインの文言ですが、それがすべて削除されておりました。同じ14ページの4項目め、4つめの○に「調査報告書」という文言が見えてまいります。さらに、15ページの②いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明には、「調査報告書の提示又は提供」という文

(尾崎委員)

言がでございます。そうしますと、対象の児童生徒、保護者への説明の際には、こういった報告書の提示提供がないのかというようにもとられかねませんので、ここにつきましては、いじめを行った児童生徒、保護者への調査結果の説明と同じように、「調査報告書の提示又は提供の上で調査を通じて確認された」というように、同じ文言を挿入される方が意味は伝わりやすいと考えます。

同じようにガイドラインと表現を変えたところが他にもございます。同じ3重大事態への対処の(6)調査の実施の5項目めに「関係児童生徒・保護者に対して事前の説明を行う」というのが前回ございましたが、それが削除されています。ガイドラインにおいては事前の説明が必要という箇所もあります。これらに類するものは他にもありまして、例えば16ページの(9)教育委員会における平時からの備えの文末に、「新しく提示いただいた議案にはすべて努める」となっております。「努める」でよいのかどうかということについて、前回とは違っておりますし、ガイドラインのチェックシートと照らし合わせてみましても、ニュアンスが異なるのではないかと考えております。

これに類することは他にもございますが、これらはすべてこの基本方針のスタンスとして、ガイドラインあるいはチェックリストを踏まえて対応するというのがあるかと思っておりますので、3の(3)にもそのガイドラインについての記述がございまして、さらに3の(6)調査の実施のところあたりに、例えばの例文でございまして、「その他細部についてはガイドライン、チェックリストを踏まえ、適切に対応する」といったような文言をお入れになることによって、こういったガイドラインとの一見齟齬があるように見えるところも、ガイドライン、チェックリストに基づき、これらのことは考え実施される方針であるというご理解をいただけるのではないかと考えておりますので、この点についてお考えをいただきたいと思っております。

次に、用語のことについて、他の文脈で使われているものはおくとしましても、重大事態調査報告書の文脈において、提供、報告、説明、この3つの用語がやや乱れて使われているような印象を私は受けます。これらは文脈全体をとおして見ますと理解できなくはないので、一般的に通用するのであれば、それでも良いかと思っておりますが、ややそういう文言上の相互の共通性という点でどうかという部分がございまして。そして、文言用語の2つめですが、19ページのフロー図にございまして関係児童生徒・保護者、これは誰を指すのかというのがこの基本方針の中ではよく分からないと思っております。他に当該児童生徒・保護者や対象児童生徒・保護者、いじめを受けた、いじめられた、いじめを行ったとか、そういった他の文言については一定、他の文脈からも分かりますし、定義づけもされているように思いますが、この関係児童生徒・保護者について、よく分かりません。5ページには、「いじめを受けたと思われる児童等」とあり、いじめ防止の法律の23条にございまして、この等を

<p>(尾崎委員)</p>	<p>指すのかあるいは同じ5ページのいじめを知らせてきた児童生徒を指すのか、12ページの「関係する児童生徒の保護者」、17ページの「いじめ事案の関係者」なのか、この基本方針の文章全体から類推できる「関係保護者、生徒保護者」というのは、これらが考えられるわけですが、そここのところを明確にする必要があるかと思えます。なお、法律第28条1項に関わる報告19ページのフロー図にございます対象児童生徒・保護者（関係児童生徒・保護者）の（関係児童生徒・保護者）につきましては、ガイドラインの9章の2節を見ますと、「いじめを行った児童生徒・保護者」ということになっていきますので、ここにおける「関係児童生徒・保護者」は、「いじめを行った児童生徒・保護者」というように解することができます。同じように、法第30条2項再調査ですが、ここでも括弧にあります関係児童生徒・保護者については、ガイドラインの12章の3節にありますように、「対象児童生徒・保護者といじめを行った児童生徒・保護者への説明」という文言がありますので、ここでも「関係児童生徒・保護者」というのは「いじめを行った児童生徒・保護者」というように解することができます。</p> <p>このように、非常に全体の文章ということになりますので、これらをより良く一般的に理解いただくために、先ほど申し上げましたガイドラインとの距離感のところがありましたように、これらの方針、あるいは細部についてはガイドライン、チェックリストを踏まえていると、適切にそして対応するという点においてご理解いただけるのではないかと思いますので、先ほどに戻りますが、そういった文言を挿入することによって理解いただけるかと思えます。あと細かなこととなりますが、用語のことにつきまして2ページにあります法律の文言では一定の人的関係とありますが、引用のカギ括弧がつきましたところで解説をいただいておりますところでは、一定の人間関係というようになってございますので、これはケアレスミスかと思えますので、訂正をお願いしたいと思います。そして最後ですが、「とりくみ」という名詞で「とりくみ」を記述いただく際には、「み」というひらがなは付けられないというように、お願いをしたいと思います。これは、まなびのプランのところでもご議論させていただきましたが、文部科学省においては「み」を付けない、名詞としての「取組」という漢字を使用しておりますし、主要な国語辞典、私が調べた範囲では「み」はつけられないというふうになっておりますので、そのようなことで統一をいただいたらありがたく存じます。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>継続審議ということで、前回私の方で3つを要望させていただいたかと思えます。いずれも取り組んでいただいて、非常にありがたいと思っています。それで全体見て見させていただいて、実際の修正は非常に大変だっただろうと思いますが、13ページの6、14ページの7、また15ページの8、これらの対応まで含め全体的に非常に簡潔になって分かりやすくなったと思います。</p>

(山本教育長職務
代理者)

その上で前回申し上げました発達支持的生徒指導に関しての部分ですが、ページでいうと8ページになります。今回のガイドラインは、直接的には発達支持的生徒指導ということについては触れておらないのですが、令和4年12月に生徒指導提要が改正されまして、それをもとにした形でのいじめのガイドラインが出てきますので、その両方については非常に密接に関係していると思います。そういう観点から発達支持的な関わりというのを、9ページの3行めに書かれているかと思いますが。実際には、この発達支持的生徒指導というのは国及び生徒指導提要の中で、生徒指導が一番めざすところは、自己指導能力の育成だというふうにはっきりと定義をされています。この自己指導能力というのは、いじめに関してはいじめを許さないし、いじめをしないという対応能力の問題、それを育成するということかなと思います。そういう点で見ますと生徒指導提要に書かれている発達支持的生徒指導というのは実はそこに書かれている注1のその上の部分に3行ほど記述があり読ませてもらいますと、発達支持的生徒指導は特定の課題を認識することなくすべての児童生徒を対象に学校の教育目標の実現に向け、教育課程内外のすべての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものですという記述をされています。

その上で、新しい概念である発達支持的生徒指導の中身を説明するために、ここで取り上げられた注1の発達支持的という部分の説明が生徒指導提要には書かれています。だから、基本的には中身については、今読み上げましたすべての児童生徒を対象とし、すべての教育活動、もちろん学習活動と関連をするわけですが、その中で生徒指導を行っていく。そうすると、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導ができるのだ、要するにすべての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり、学級づくりをめざすこと、これがその基本だというのがこの考え方だと思っています。そういう点でいいますと、この発達支持的な関わりという部分については内容が非常に不足していると思っています。さらに、この生徒指導提要にはいじめの未然防止というところで、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と未然防止教育について、相当なペースを割いて書かれています。その一部が8ページの後半から9ページの1行めに書かれているのですが、どういう子どもを育てるのか多様性を認めていじめをしない人に育てるあるいはいじめをしない態度、能力を身につけるような取組を行うという部分が入っているのですが、実はいじめ防止の重層的な支援、行動として4層構造というのがあるかと思うのですが、取り上げられている部分はそのうちの2つの段階しか取り上げられていませんので、実際には発達支持的生徒指導あるいは未然防止教育については、さらに後の2点、合計4点についての記述があるかと思いますが。そのあたりも発達支持的生徒指導の中身について内容的な部分を触れる必要があるかなと感じています。従って全体として、今言いました内容をそこにすべて網羅することは非常に多岐にわたりますので困難かと思いますが、発達支持的生徒

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>指導という文言あるいは重層的な支援体制という文言等を触れることによつて、生徒指導提要进行を意識した本市のいじめの未然防止の取組ということになるような形での記述が必要かと考えます。</p>
<p>佃委員</p>	<p>職務代理も尾崎委員もおっしゃっておられましたが、前回の方針案よりも全体をとおして簡潔な表記となっており、それから内容的にもやはり子どもたちの力を信じる主体的な行動を促す視点を重視してくださって大変よくなったと思っております。この間、市長部局との連携調整も大変だったことと思っております。事務局のご努力に敬意を表したいと思います。</p> <p>その上で2点申し上げます。1点めは4ページです。(1) いじめの未然防止の4つめの○の下の3行ですが、「大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとらなければならない」の後に、「社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域の連携が必要である」とさらっと付け足しているのですが、この学校、家庭、地域の連携というのは本当にいろいろな意味で必要なもので、これをその前の「いじめ未然防止のためには」の後に持ってきて、「大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、率先していかなければならない」という決意で締めくくった方がいいのではないかと、または「さらに」でつけ足して、「進めていく必要がある」や「していかなければならない」など、やはりここは強い言葉で置いてほしいと思っておりました。</p> <p>次に2点めは12ページです。(3) 教育委員会又は学校による調査のところ、前回から省かれたところがあり、前は「チェックリストをよく理解し実施する」という点が記載されていたのですが、あえて削除されたか包括されてしまっているのですが、この間、全国的な事案が起こったときの国や全国的な報道も踏まえましても、チェックリストをどのように実施したのかというのがものすごく見られている視点というかと、そこが重点的に今回の改訂にも反映しているように思いましたので、チェックリストをという言葉は必ず必要ではないかなと思っておりますので、ご一考お願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>改訂前は少し文意がつながっていたのですが、今回の改訂でつながっていないと感ぜられる箇所が何箇所かありますので、指摘させていただきます。まず4ページ(1) いじめの未然防止の一番初めのところですが、「関係者が一体となり」というのは、文頭に出てきています。その最後の部分が未然防止の観点は何よりも重要であるというかたちで文章がつながっておりません。改訂前には関係者が一体となった継続的な取組が必要であるというところがありましたので、文意がつながっておりましたが、その部分が前に来ましたので文意がつながっておりません。従つて「関係者が一体となり」の内容を文頭に置いた場合には、「何よりも重要である」という部分に「取り組むことが何よりも重要である」という一文を入れることによつて関係者が一体</p>

(山本教育長職務
代理者)

という部分が生きてくるかなと思いますので、未然防止に取り組むことが重要であるというように変える方がいいかと思いました。

それから同じく文章表現のところですが、10ページの3重大事態の対処の下から2つめの記述の部分ですが、「重大事態とは」と書かれていますが、最後のところに、「疑いが生じた段階から動き出す」という表現になっています。法の部分では「疑いがあると認める」という表現になっていますので、「疑いが生じるという部分を疑われる、あるいは疑いが認められる段階から」という表現に変え、「実施に向けて動き出す」というところは、「実施する」、あるいは「実施に向けて取り組む」という表現に変える方がより適切と感じています。それから右の11ページ重大事態調査を実施する目的と書かれているところの2つめの○、「これも改訂により検討を行う」となっています。実は改訂前につきましては、不登校の課題と調査目的というのが記述されていまして、調査目的のことは分かったのですが、それが削除されていますので、この2つめの○については、目的とは少し異なると思っています。ちょうどその上の「重大事態とは」のところの11ページの最初の○ですが、そこに、「重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」と書いていますので、報告あるいは調査した結果ということが問題かと思います。今の言葉で言いますと、支援策の検討というところには、「調査結果をもとに」という表現を入れることにより、支援策の検討も調査目的と関連すると思いますので、調査結果という文言を入れるのが適切ではないかなと考えています。それから12ページですが、先ほど佃委員から指摘のあった(3)教育委員会又は学校による調査のところ、ここの文脈もいじめの重大事態調査を実施するにあたり最後のところが、「適切に対応する」となっています。実施するにあたっては、適切に対応する。それで最後ところが、「できる」となっていますので、その主語が非常に分かりにくい。改訂前はこの部分は「教育委員会及び学校が」という主語がありましたので明確でしたが、それが削除されていますので非常に分かりにくい。従ってこれについては、「必要であることから」は理由になっていますので、これを「柔軟に対応することで」、あるいは「柔軟に対応することが重要である」に変えることにより、可能になるのではないかと思います。ただ重要であるというのは、その上の文章でも重要であると書かれていますし、いろんなところで重要であるという部分が使われていますので少し気になるころはあります。さらに、調査の組織のところですが、これは以前、尾崎委員が指摘されたところで、「学校の設置者又は学校」、この部分が学校の設置者が教育委員会と混在しているという指摘がありましたので、その部分は直していただきましたが、この12ページの調査の組織につきましては法律上の問題ですので、「重大事態調査は学校の設置者又は学校を行うもの」を括弧書きにするのがいいのではないかと感じています。最後に16ページ(10)学校における平時からの備えというところの3つめの○に学校いじめ防止基本方針に定める年間計画云々のところで、

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>「重要な役割を担っている組織であることを確認する」というところですが、そのこの学校における平時からの備えあるいは教育委員会における平時からの備えを見ますと、いずれも、教育委員会があるいはすべての教職員が、学校が、となっています。この3つめの部分だけ、各学校というのは改訂前にありましたが、その部分が削除されました。ですので、文章が分かりにくいと思いますので、学校あるいは各学校はという主語を入れる方がより分かりやすいのではないかと感じました。ちょっと細かい点も含め多岐にわたりましたが以上です。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>私から感想めいたものになるかもしれませんが、2点ほどお話をさせていただきます。まず1点めですが、先ほどから出てきています発達支持的生徒指導です。やはりいじめ防止に関して未然防止が本当に大切であると感じております。私自身がこの立場になる際の所信表明の中に安全安心な居場所をしっかりと作ってほしい、それが教育長として一番大事にしたいことのうちの1つであるという話をさせていただきました。学校においては、本当に子どもたちが安全安心で暮らせる居場所というのをしっかりと作ってほしいとこの文章を見ながら感じたところです。</p> <p>2点めとして、この四條畷市いじめ防止基本方針を受け、またこのあと各学校でいじめ基本方針の方を作ることになりますが、今委員の皆様がおっしゃられた内容も含めしっかりと学校に落とし込んでいただき、学校がやるべきことが明記されていますので、そこをしっかりと学校の方にまた一緒に指導していけたらと思います。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(「なし」 の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>それでは、委員皆様方のご意見を聞く中で、全体の構造についてはご理解いただけたと思っておりますが、やはり少し字句修正、一部修正加筆等が必要と思っておりますので、今回の議案第10号の改訂については、原案を一部字句修正または加筆等を行った上で、修正内容については私教育長に一任ということで預らせていただき、修正した原案を可決するというごことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」 の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第10号については、原案を一部修正のうえ可決することに決しました。</p> <p>それでは、その他の案件に移ります。</p>

<p>胡学校教育課長</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。大阪・関西万博のテストランに参加した学校からの報告という資料です。本市小中学校合わせて9校中5月までに来場する6校と市教委担当者がテストランに参加させていただきました。まずはその参加された先生方の感想から言いますと、すごく何か楽しみになってきた、すごくワクワクしてきた、屋根リングに圧倒された、屋根リングに上がったらすごく全体が見えやすくて、子どもたちもどこに行ったらいいのかときっと把握しやすいだろうな、そういった感想があった中、先生から中学校3年生がもうすでに行くことを楽しみにしており、ミャクミャクの人形を作り始めている子もいたという報告を受けております。そういった中で行く前に心配されていた暑さ対策や休憩場所の水分補給等に関しては、市教委から担当者の報告なのですが、無料で水筒に水を入れることができる機械が多く設置されていたり、マイボトルの洗浄機もそれに伴って多く設置されていたということを聞いております。また、熱中症対策では大屋根リングの下がすべての日陰になるということもあって、海辺に近いということもあるので風があつてとても涼しかった、救護所に関してはかなりたくさんあり、何かあつたときにはそこにいけると判断しております。何かあつた時、事故等あつた場合の避難経路について、め印等はないのですが、多くのスタッフや警備員等が配置されておまして、何か起きたときの体制というのは万全に敷かれているなというのは感じたそうです。そういった中で不安材料を挙げるとしたら、当日の混み具合というのが予測できないというあたりで、予約したパビリオンは時間が決まっているので、そこに入場で時間がかかって間に合うかどうかであるとかその予約したパビリオン以外を回ろうとした時にその混み具合によってもものすごく並ばないといけないのではといったあたりの判断は行程を組む中でも少し不安かなというのは意見として出ております。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>万博に参加することでいろんな課題がありその課題をうまくクリアするために下見として参加されたと思いますが、本番について少しお伺いしたいのですが、従前本番についてはバス等で移動することを計画されたかと思いますが、バスは当然無理であつて、公共交通機関を使うことになるかと思いますが、この交通費については自己負担なのでしょうか。また自己負担であれば、保護者はこれについては了解されているのか、保護者の意見等あれば教えてください。</p>
<p>胡学校教育課長</p>	<p>学校行事ですので、他の学年と同じような遠足扱いとなっております。教材費の方から徴収しまして支払うということになります。交通費に関する保護者からの意見について今のところは何も聞いておりません。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>他市では万博に学校行事で3月ごろに対する是非がいろいろ言われており、その是非の中の1つに非の意見で万博に行くのに無料と言いながら交通</p>

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>費を払わないといけないのではないのかというようなことで参加することの否定的な意見があったように聞いていますので、その質問をさせてもらいました。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>避難経路に関して、保護者という立場からするとこちらの資料だと不安が残ると思いました。その理由としてはたくさんスタッフや警備員がいると何か起きたときに万全の体制がとれるようにしていると感じたということなので、ちょっと他者に誰かが助けてくれるみたいな感じの先生もいらっしやると、先生方は遠足や修学旅行等で慣れていらっしやるかと思うのですが、もう少しこういう対応をしようとかその辺りがあると保護者としてはいろいろ報道等いろんなところで万博の不安が語られるので、我が子を行かせていなかった時、大丈夫かなという不安も少し頭をかすむので、もう少し報告があるといいと感じました。</p>
<p>胡学校教育課長</p>	<p>小学生に関しては集団行動で当日は移動するという事でトイレ等を含め必ず先生が引率者として就いて行動すると聞いております。中学生はグループ活動ということになっており、グループ活動を行う前にそれぞれの指導者、引率者はどの位置にいるということをしかりと子どもたちに伝えた上でそれぞれグループ活動となるということは聞いております。</p>
<p>金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>令和7年度全国学力・学習状況調査の実施についてご報告いたします。令和7年度から中学校理科においてC B Tコンピューターベーステストティングが開始されたことに伴いご報告いたします。本市においては、4月15日火曜日に中学校2校、4月17日木曜日に中学校1校が理科のC B Tで調査に参加しました。この間万全を期して準備してまいりまして、先日の実施までにおいて大きなトラブルもなく実施できたことをまずご報告させていただきたいと思います。また今後、小学校のアンケート調査が本日以降オンラインで実施されること、またこの間の実施状況について再度検討を重ね今後C B T化されていくであろう状況に対し準備を整えてまいりたいと思っております。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。 これをもちまして、臨時会を閉会いたします。これをもちまして臨時会を閉会します。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月27日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会委員 佐々木 弥生